) 24



島根県職員服務規程の一部改正

島根県報

令和2年3月31日(火)

号外第46号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

	目	次				
【規 則】						
行政権限委任規則の一部	を改正する規則		(人	事	課)	4
任用期間の定めのある職	員の任免権を委任する規則を廃	正する規則	(")	6
島根県事務決裁規則の一	部を改正する規則		(")	6
島根県行政組織規則の一	部を改正する規則		(")	15
【訓 令】						
島根県職員被服等貸与規	程の一部改正		(人	事	課)	23

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則(規則第43号)

- 1 規則の概要
 - (1) 知事の権限に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。
 - ア 健康増進法に基づく次の権限
 - (7) 喫煙専用室設置施設等又は喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、勧告をすること。
 - (4) (7)の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
 - イ 健康増進法施行規則に基づく次の権限
 - (7) 喫煙可能室設置施設変更届出書を受理すること。
 - (4) 喫煙可能室設置施設廃止届出書を受理すること。
 - ウ 浄化槽法に基づく次の権限
 - (ア) 浄化槽使用休止届出書を受理すること。
 - (イ) 浄化槽使用再開届出書を受理すること。
 - エ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく次の権限

第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種特定製品引取等実施者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

- オ 児童福祉法施行規則に基づく次の権限
 - (7) 児童福祉施設に入所させ、又は指定発達支援医療機関等に治療等の委託をしようとする児童につき、児童の 住所、氏名等を記載した書類を送付すること。
 - (4) 児童福祉施設に入所し、又は委託により指定発達支援医療機関等に入院等した児童について、その者が死亡したとき等に行われる届出を受理すること。
 - (ウ) 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であって、要保護児童の両親等が死亡等の状態となった ことにより、両親等による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者に係る認定等を行うこと。
- カ 道路法に基づく次の権限

道路管理者以外の者が行う工事の設計及び実施計画の承認を申請すること。

- キ 河川法に基づく次の権限
 - (7) 河川区域内の土地における土地の掘削等の行為の許可を申請すること。
 - (4) 河川予定地における土地の掘削等の行為の許可を申請すること。
- ク 下水道法に基づく次の権限
 - (7) 他の工作物の管理者に兼用工作物の工事を施行させ、又は兼用工作物を維持させること。
 - (4) 兼用工作物の管理に要する費用の負担について他の工作物の管理者と協議して定めること。
- ケ 島根県砂防指定地管理条例に基づく次の権限
 - (ア) 砂防指定地における土地の掘削等の許可を申請すること。
 - (4) 砂防設備の占有の許可を申請すること。
- コ 流域下水道敷地の境界確認に関する次の事務を行うこと。
 - (7) 流域下水道敷地と民有土地との境界の確認
 - (4) 流域下水道敷地に隣接する土地の地積訂正等に伴う同意
- (2) その他規定の整理
- 2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則を廃止する規則 (規則第44号)

1 規則の概要

任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則は、廃止することとした。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則(規則第45号)

- 1 規則の概要
 - (1) 令和2年度組織改正に伴う規定の整備
 - (2) 会計年度任用職員の勤務時間の割振りに関する事務は、グループリーダーが専決することができる事項とすることとした。 (第7条関係)

島 根 県 報

- (3) 次に掲げる事務は、部長が専決することができる事項とすることとした。(別表第2関係)
 - ア 水道法の規定により、水道基盤強化計画を定めようとする場合において、市町村等の同意を得ること及び広域 的連携等推進協議会の意見を聴取すること。
 - イ 流域下水道事業の用に供する1件70,000,000円未満の資産(土地の取得(これに伴う損失補償等を含む。)及び工事の執行に係るものを除く。)の取得を決定すること。
 - ウ 流域下水道事業の予算に関する事務のうち、一般会計からの長期借入れ並びに一時借入金の決定及び償還をすること。
- (4) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理(別表第2・別表第5関係)
- (5) 次に掲げる事務は、地方機関の長が専決することができる事項とすることとした。(別表第4・別表第5関係)
 - ア 会計年度任用職員の任用及び報酬の支給に関すること(非常勤職員システムにより行うものを除く。)。
 - イ 特別職職員の任用及び報酬の支給に関すること(非常勤職員システムにより行うものを除く。)。
 - ウ 会計年度任用職員の勤務時間の割振りを行うこと。
 - エ 麻薬及び向精神薬取締法の規定により、麻薬小売業者等からの届出を受理すること。
- (6) その他法令改正又は事業の新設、廃止等に伴う所要の改正
- 2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。ただし、1の(4)については令和2年6月21日から、(6)の一部については令和2年10月1日から施行することとした。

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第46号)

- 1 規則の概要
- (1) 令和2年度組織改正を次のように行うこととした。
 - ア 本庁

部	課	改正の概要	
政策企画局	女性活躍推進課	設置	
	広聴広報課	設置	
		「県民対話室」を設置	
広報部		廃止	
地域振興部	中山間地域・離島振興課	設置	
環境生活部	環境生活総務課	「男女共同参画室」を廃止	
	スポーツ振興課	「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室」を設置	

健康福祉部	地域福祉課	「石見指導監査室」を設置
農林水産部	農林水産総務課	「農山漁村振興室」及び「団体検査室」を設置し、「鳥獣対策
	室」を森林整備課から移管	
	産地支援課	設置
		「販路開拓室」を設置
	農畜産課	設置
		「畜産室」を設置し、「家畜病性鑑定室」を畜産課から移管
	農産園芸課	廃止
	畜産課	廃止
	「家畜病性鑑定室」を農畜産課に移管	
	森林整備課	「鳥獣対策室」を農林水産総務課に移管
商工労働部	観光振興課	「しまねの魅力発信室」を廃止し、「国際観光推進室」を設置
農林水産部	しまねブランド推進課	「貿易促進支援室」を廃止し、「海外展開支援室」を設置
商工労働部		
土木部	都市計画課	「景観政策室」を廃止

イ 地方機関

部	事務所等	改正の概要
政策企画局	男女共同参画センター	環境生活部から移管
土木部	宍道湖流域下水道事務所	宍道湖流域下水道管理事務所を改称

(2) その他所要の改正

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。ただし、1 $\sigma(2)$ の一部については、令和2年6月21日から施行することとした。

規則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第43号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則(昭和31年島根県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表保健所の部13の項第3号中「第25条の5第2項」を「第29条第2項」に改め、同項第4号中「第25条の7」を「第31条」に改め、同項第5号中「第25条の8第1項」を「第32条第1項」に改め、同項第6号中「第25条の8第3項」を「第32条第3項」に改め、同項第8号中「第27条第1項」を「第61条第1項」に改め、「命令」を削り、同号を同項第13号とし、同項第7号中「第25条の9第1項」を「第38条第1項」に改め、同号を同項第12号とし、第6号の次に次の5号を加える。

- (7) 第34条第1項の規定による喫煙専用室設置施設等標識の除去又は喫煙専用室の供用の停止の勧告
- (8) 第34条第3項の規定による措置命令
- (9) 第36条第1項の規定による喫煙目的室設置施設標識の除去又は喫煙目的室設置施設の供用の停止の勧告
- 100 第36条第2項の規定による喫煙目的室標識等の除去又は喫煙目的室の供用の停止の勧告

(11) 第36条第4項の規定による措置命令

別表保健所の部13の2の項第1号中「第17号」の次に「。以下この項において「省令」という。」を加え、同項に次の2号を加える。

- (2) 省令附則第2条第7項の規定による喫煙可能室設置施設変更届出書の受理
- (3) 省令附則第2条第8項の規定による喫煙可能室設置施設廃止届出書の受理

別表保健所の部39の項中第17号を第19号とし、第11号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同項第10号中「第11条の2」を「第11条の3」に改め、同号を同項第12号とし、同項第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 第11条の2第1項の規定による浄化槽使用休止届出書の受理
- (11) 第11条の2第2項の規定による浄化槽使用再開届出書の受理

別表保健所の部65の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同項第10号中「第49条第7項」を「第49条第8項」に、「第6項」を「第7項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「第49条第6項」を「第49条第7項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「第49条第5項」を「第49条第6項」に改め、同号を同項第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 第49条第5項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

別表児童相談所の部3の項中第8号を第10号とし、第2号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同項第1号中「児童自立生活援助」を「、児童自立生活援助」に改め、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 第26条(第32条において準用する場合を含む。)の規定により、書類を送付すること。
- (2) 第27条 (第32条において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理すること。

別表児童相談所の部3の項に次の1号を加える。

(11) 第36条の47の規定により、第1条の39に規定する者に係る認定等を行うこと。

別表児童相談所の部5の項第5号中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改め、同項第6号中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。

別表宍道湖流域下水道管理事務所の部中「宍道湖流域下水道管理事務所」を「宍道湖流域下水道事務所」に改め、同部5の項中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改め、同部6の項中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」を「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」に改め、同部7の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第24条の規定により、道路に関する工事の設計及び実施計画の承認を申請すること。

別表宍道湖流域下水道事務所の部9の項に次の2号を加える。

- (3) 第27条第1項の規定により、土地の掘削等の行為の許可を申請すること。
- (4) 第57条第1項の規定により、河川予定地における土地の掘削等の行為の許可を申請すること。

別表宍道湖流域下水道事務所の部に次の6項を加える。

10 下水道法(昭和33年法律	(1) 第25条の18において準用する第15条の規定により、兼用工作物の工事を施
第79号)	行させ、又は兼用工作物を維持させること。
	(2) 第25条の18において準用する第17条の規定により、兼用工作物の管理に要
	する費用の負担について他の工作物の管理者と協議して定めること。
11 島根県砂防指定地管理条	(1) 第4条第1項の規定により、砂防指定地における土地の掘削等の許可を申
例	請すること。
	(2) 第5条第1項の規定により、砂防設備の占用の許可を申請すること。
12 租税特別措置法施行規則	(1) 第15条第2項及び第17条の2第1項の規定による証明書類を作成すること
	(所管事業に係るものに限る。)。

13 土地収用法	(1) 第36条第1項及び第2項の規定により、土地調書及び物件調書を作成し、
	これに署名押印すること。
	(2) 第36条の2第2項の規定により、収用し、又は使用しようとする1筆の土
	地が所在する市町村の長に対して、土地調書及び物件調書の写しを添付した
	申出書を提出すること。
	(3) 第36条の2第5項の規定により、土地所有者及び関係人に対して同条第3
	項の規定による公告があった旨を通知すること。
14 所有者不明土地の利用の	(1) 第20条第1項の規定により、使用権設定土地が地域福利増進事業の用に供
円滑化等に関する特別措置	されている旨を表示した標識を設けること。
法	(2) 第39条第2項の規定により、市町村長に対し、土地所有者等関連情報の提
	供を求めること。
	(3) 第39条第5項の規定により、土地に工作物を設置している者その他の者に
	対し、土地所有者等関連情報の提供を求めること。
15 その他の事務	(1) 工事の施行に伴い取得し、又は処分した土地に係る登記の嘱託をするこ
	と。
	(2) 工事の共同施行に関する協議をすること及びこれに伴う協定の締結に関す
	ること。
	(3) 工事の受託施行に関する協議をすること及びこれに伴う契約の締結に関す
	ること。
	(4) 工事の施行に伴い取得する土地に係る不在者財産管理人又は相続財産管理
	人の選任審判を家庭裁判所へ申し立てること。
	(5) 流域下水道敷地の境界確認に関する次に掲げる事務を行うこと。
	ア 流域下水道敷地と民有土地との境界の確認
	イ 流域下水道敷地に隣接する土地の地積訂正等に伴う同意

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第44号

任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則を廃止する規則

任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則(昭和37年島根県規則第15号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第45号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第15号中「という。)」の次に「及び地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)」を加える。

別表第1第11号知事決裁事項の欄の(1)及び局長等専決事項欄の(1)中「賞状」を「感謝状及び賞状」に改める。

別表第2政策企画局の表秘書課の項の前に次のように加える。

女性活躍推進課	1 島根県男女共同参画	(1) 条例第21条の規定により、男女
	推進条例(平成14年島	共同参画の推進状況及び男女共同
	根県条例第16号)の施	参画の推進に関する施策の実施状
	行に関する事務	況を公表すること。

別表第2総務部の表総務課の項第1号知事決裁事項の欄の(2)中「私立学校」の次に「(幼稚園を除く。)」を加え、同号部長専決事項の欄の(1)中「高等学校」の次に「及び幼稚園」を加え、同項第2号知事決裁事項の欄の(2)中「第62条」を「第62条第1項」に、「命じ、及び私立学校審議会等の意見を聴くこと」を「命ずること(幼稚園に係るものを除く。)」に改め、同欄に次のように加える。

(3) 法第62条第2項(法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、私立学校審議会等の意見を聴くこと。

別表第2総務部の表総務課の項第2号部長専決事項の欄の(7)中「高等学校」の次に「又は幼稚園」を加え、同欄の(8)及び(9)中「こと」の次に「(幼稚園に係るものを除く。)」を加え、同欄の(10)中「第60条」を「第60条第1項」に、「命じ、及び私立学校審議会等の意見を聴くこと」を「命ずること(幼稚園に係るものを除く。)」に改め、同欄の(13)中「第3条」を「第4条」に改め、「こと」の次に「(幼稚園に係るものを除く。)」を加え、同欄の(13)を同欄の(14)とし、同欄の(12)中「こと」の次に「(幼稚園に係るものを除く。)」を加え、同欄の(13)とし、同欄の(13)とし、同欄の(14)中「こと」の次に「(幼稚園に係るものを除く。)」を加え、同欄の(14)を同欄の(15)とし、同欄の(16)の次に次のように加える。

(II) 法第60条第2項(法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、私立学校審議会等の意見を聴く こと。

別表第2総務部の表人事課の項第4号部長専決事項の欄の(3)中「の職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同表税務課の項第3号部長専決事項の欄の(3)中「条例」の次に「第13条の2第2号、」を、「について」の次に「、法人の県民税」を加える。

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項第10号を削り、同表自然環境課の項第5号を削り、同表環境政策課の項に 次の2号を加える。

12 温泉法(昭和23年法	(1) 法第3条第1項の規定により、
律第125号)の施行に	土地の掘削を許可すること。
関する事務	(2) 法第5条第2項の規定により、
	土地の掘削の許可を更新するこ
	٤.
	(3) 法第6条第1項又は第7条第1
	項の規定により、土地の掘削の許
	可を受けた者の地位の承継を承認
	すること。
	(4) 法第9条の規定により、土地の
	掘削の許可を取り消し、又はその
	許可を受けた者に対して、温泉の
	保護その他公益上必要な措置を命

	ずること。
	(5) 法第10条の規定により、土地掘
	削の許可を受けた者に対し、原状
	の回復を命ずること。
	(6) 法第11条第1項の規定により、
	ゆう出路の増掘及び動力の装置を
	許可すること。
	(7) 法第11条第2項において読み替
	えて準用する法第6条第1項又は
	第7条第1項の規定により、ゆう
	出路の増掘又は動力の装置の許可
	を受けた者の地位の承継を承認す
	ること。
	(8) 法第12条第1項の規定により、
	温泉の採取の制限を命ずること。
	(9) 法第14条第1項の規定により、
	土地を掘削した者に対し、必要な
	措置を命ずること。
	(10) 法第19条の規定により、温泉成
	分分析施設を登録すること。
	(11) 法第25条の規定により、温泉成
	分分析施設の登録を取り消すこ
	と。
13 フロン類の使用の合	(1) 法第93条第2項の規定により、
理化及び管理の適正化	関係行政機関等の長に対し、必要
に関する法律(平成13	な資料の送付その他の協力を求め
年法律第64号)の施行	ること。
に関する事務	

別表第2健康福祉部の表子ども・子育て支援課の項に次の2号を加える。

3 学校教育法の施行に	(1) 法第13条第1項の規定によ	(1) 法第4条第1項第3号の規定に
関する事務	り、私立学校(幼稚園に限	より、私立学校(幼稚園に限
	る。)の閉鎖を命ずること。	る。)の設置廃止及び設置者の変
		更の認可を行うこと。
4 私立学校法及び私立	(1) 法第62条の規定により、学	(1) 法第31条第1項の規定により、
学校法施行令の施行に	校法人に対して解散を命ずる	寄附行為の認可を決定すること
関する事務	こと(幼稚園に係るものに限	(幼稚園を新たに設置しようとす
	る。)。	る場合に限る。)。
		(2) 法第50条第2項の規定により、
		学校法人の解散を認可し、又は認
		定すること(幼稚園に係るものに
		限る。)。
		(3) 法第52条第2項の規定により、

合併を認可すること(幼稚園に係るものに限る。)。

(4) 法第60条の規定により、学校法人に対して必要な措置を命ずること(幼稚園に係るものに限る。)。

(5) 法第61条の規定により、収益事業の停止を命ずること(幼稚園に係るものに限る。)。

(6) 法第64条第6項の規定により、寄附行為の変更を認可すること(幼稚園に係るものに限る。)。

(7) 施行令第4条の規定により、文部科学大臣と協議すること(幼稚園に係るものに限る。)。

別表第2健康福祉部の表薬事衛生課の項第2号部長専決事項の欄の(1)中「第8条第3項」を「第8条第2項」に改め、同項第3号部長専決事項の欄の(1)中「毒物又は劇物の販売業者」を「毒物劇物営業者等」に改め、同欄の(2)を削り、同項第4号事務の種類の欄中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同欄の(2)中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改め、同欄の(3)中「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に改め、同項第10号知事決裁事項の欄を次のように改める。

- (1) 法第5条の3第1項の規定により、水道基盤強化計画(以下この号において「計画」という。)を定めること。
- (2) 法第5条の3第6項の規定により、2以上の市町村から策定の要請を受けた計画を定めること。
- (3) 法第5条の4第1項の規定により、広域的連携等推進協議会(以下この号において「協議会」という。) を組織すること。

別表第2健康福祉部の表薬事衛生課の項第10号部長専決事項の欄中(7)を(9)とし、(1)から(6)までを(3)から(8)までとし、同欄に(1)及び(2)として次のように加える。

- (1) 法第5条の3第4項の規定により、計画を定めようとする場合において、市町村等の同意を得ること。
- (2) 法第5条の3第7項の規定により、計画を定めようとする場合において、協議会の意見を聴取すること。

別表第2農林水産部の表農業経営課の項の前に次のように加える。

農林水産総務課	1 中山間地域等直接支	(1) 中山間地域等直接支払事業の特
	払事業に関する事務	認基準を策定すること。
	2 農業協同組合法(昭	(1) 法第40条第1項の規定により、
	和22年法律第132号)の	農業協同組合(以下この号におい
	施行に関する事務	て「組合」という。)の仮理事を
		選任し、又は役員を選挙し、若し
		くは選任するための総会を招集す
		ること。
		(2) 法第60条の規定により、組合の
		設立を認可すること。
		(3) 法第64条第2項の規定により、
		組合の解散の議決を認可するこ

と。

- (4) 法第65条第2項の規定により、 組合の合併を認可すること。
- (5) 法第70条の3第3項の規定により、出資組合の新設分割を認可すること。
- (6) 法第94条の2第1項の規定により、組合に対して信用事業に関する改善計画の提出等を命じ、又は同条第2項若しくは第3項の規定により、定款の変更命令等監督上必要な命令をすること。
- (7) 法第95条第1項の規定により、 組合若しくは農事組合法人の業務 等が法令等に違反すると認めると きに必要な措置をとるべき旨を命 じ、同条第2項の規定により、業 務の停止等を命じ、又は同条第3 項の規定により、共済規程等の承 認を取り消すこと。
- (8) 法第95条の2の規定により、組合又は農事組合法人に対して解散を命ずること。
- (9) 法第96条第1項の規定により、 組合の総会の決議等を取り消すこと。

3 農水産業協同組合貯 金保険法(昭和48年法 律第53号)の施行に関 する事務

- (1) 法第63条第1項の規定により、 農業協同組合(以下この号におい て「組合」という。)の合併等に ついて認定を行うこと。
- (2) 法第63条第2項の規定により、 信用事業再建措置について認定を 行うこと。
- (3) 法第64条第1項の規定により、 組合に対し合併等のあっせんを行 うこと。
- (4) 法第83条第1項又は第2項の規定により、組合に対し管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下この号において「管理を命ずる処分」という。)をすること。

		(5) 法第84条第1項の規定により、
		組合に対する管理を命ずる処分を
		取り消すこと。
		(6) 法第85条第2項又は第3項の規
		定により、管理人を選任し、又は
		解任すること。
		(7) 法第96条ただし書の規定によ
		り、管理を命ずる処分の期限を延
		長することを承認すること。
	4 農業保険法(昭和22	(1) 法第31条の規定により、農業共
	年法律第185号)の施行	済組合の設立を認可すること。
	に関する事務	(2) 法第65条第2項の規定により、
	(-121) 5 7-52	農業共済組合の解散の議決を認可
		すること。
		(3) 法第67条第2項の規定により、
		農業共済組合の合併を認可するこ
		と。
		(4) 法第102条第1項の規定によ
		り、市町村が農業共済事業を行う
		ことを認可すること。
		(5) 法第111条第1項の規定によ
		り、市町村の農業共済事業の全部
		東止を認可すること。
		(6) 法第210条第1項の規定によ
		り、農業共済組合等に対し、必要
		な措置を命ずること。
		(7) 法第212条各項の規定により、
		農業共済組合が命令に違反したと
		きに役員の改選等の措置を命ずる
		こと。 (8) 法第213条の規定により、農業
		共済組合の総会の決議等を取り消
		大角組立の秘云の次議寺を取り作
-		(1) 法第4条第1項又は第4項の規
	3	定により、鳥獣保護管理事業計画
	関する法律(平成14年)	を定め、又はこれを変更するこ
	法律第88号)の施行に	と。 (2) 社第7条第1項7付第5項の担
	関する事務	(2) 法第7条第1項又は第5項の規
		定により、第一種特定鳥獣保護計画な字は、双はこれな恋更なるこ
		画を定め、又はこれを変更するこ
		(a) ************************************
		(3) 法第7条の2第1項又は第3項

7/1×9107	Д	1	17年2年3月31日
			において準用する法第7条第5項
			の規定により、第二種特定鳥獣管
			理計画を定め、又はこれを変更す
			ること。
			(4) 法第12条第2項の規定により、
			対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止し、
			又は制限すること。
			(5) 法第12条第3項の規定により、
			対象狩猟鳥獣の捕獲等につきあら
			かじめ承認を受けるべき旨の制限
			をすること。
			(6) 法第14条第2項の規定により、
			狩猟期間を延長すること。
			(7) 法第14条第3項の規定により、
			法第12条第1項の規定による禁止
			又は制限の全部又は一部を解除す
			ること。
			(8) 法第15条第1項の規定により、
			指定猟法禁止区域を指定するこ
			と。
			(9) 法第28条第1項又は第3項の規
			定により、鳥獣保護区を指定し、
			又はこれを変更すること。
			(10) 法第29条第1項又は第4項の規
			定により、特別鳥獣保護地区を指
			定し、又はこれを変更すること。
	6 鳥獣による農林水産		(1) 法第4条第5項の規定により、
	業等に係る被害の防止		被害防止計画について、市町村と
	のための特別措置に関		協議すること(同項後段の規定に
	する法律(平成19年法		より、許可権限委譲事項について
	律第134号)の施行に関		同意することを含む。)。
	する事務		

別表第2農林水産部の表農業経営課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを削り、第9号を第5号とし、第10号を第6号とし、同表農産園芸課の項中「農産園芸課」を「産地支援課」に改め、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号から第11号までを削り、同表畜産課の項中「畜産課」を「農畜産課」に改め、第11号を第18号とし、第1号から第10号までを7号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第7号までとして次のように加える。

1 稲、麦類及び大豆の	(1) 稲、麦類及び大豆の種子生産に
種子生産に関する事務	係るほ場審査及び生産物審査を行
	う技術職員を任免すること。
2 献穀に関する事務	(1) 献穀者を決定すること。
3 地力増進法(昭和59	(1) 法第4条の規定により、地力増

年法律第34号)の施行	進地域を指定し、又はその指定を
に関する事務	解除すること。
	(2) 法第6条の規定により、地力増
	進対策指針を定め、又は変更する
	こと。
4 肥料取締法(昭和25	(1) 法第31条第2項の規定により、
年法律第127号)の施	肥料の譲渡若しくは引渡しを制限
行に関する事務	し、若しくは禁止し、又は肥料の
	登録を取り消すこと。
	(2) 法第35条第1項の規定により、
	適用除外の肥料を指定すること。
5 農用地の土壌の汚染	(1) 法第3条第1項の規定により、
防止等に関する法律	農用地土壌汚染対策地域を指定
(昭和45年法律第139	すること。
号) の施行に関する事	(2) 法第4条第1項の規定により、
務	農用地土壌汚染対策地域の区域を
	変更し、又はその指定を解除する
	こと。
	(3) 法第5条第1項の規定により、
	農用地土壌汚染対策計画を定める
	こと。
	(4) 法第6条第1項の規定により、
	農用地土壌汚染対策計画を変更す
	ること。
6 米穀等の取引等に係	(1) 法第9条第1項の規定により、
る情報の記録及び産地	必要な措置を講ずべき旨の勧告を
情報の伝達に関する法	すること。
律(平成21年法律第26	(2) 法第9条第2項の規定により、
号) の施行に関する事	勧告に係る措置をとるべきことを
務	命ずること。
7 農産物検査法(昭和	(1) 法第22条の規定により、地域登
26年法律第144号)の	録機関に対し、必要な適合措置を
施行に関する事務	とるべきことを命ずること。
	(2) 法第23条の規定により、地域登
	録機関に対し、必要な改善措置を
	とるべきことを命ずること。
	(3) 法第24条の規定により、地域登
	録機関の登録の取消し、又は業務
	の停止を命ずること。

別表第2農林水産部の表しまねブランド推進課の項を削り、同表林業課の項に次の1号を加える。

3 島根県企業立地促進 (1) 条例第4条第1項の規定に (1) 規則第9条各項の規定により、 条例(平成4年島根県 より、企業の立地に対する計 覚書を交換すること。

条例第23号)及び島根
県企業立地促進条例施
門別(平成4年島根
県規則第43号)の施行
に関する事務画」という。)を認定すること。
と。
(2) 条例第5条第1項の規定により、計画の変更を認定すること。
(3) 条例第8条第1項の規定により、計画の認定を取り消すこと。

別表第2農林水産部の表森林整備課の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同表水産課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2商工労働部の表企業立地課の項第1号事務の種類の欄中「(平成4年島根県条例第23号)」及び「(平成4年島根県規則第43号)」を削り、同項第2号知事決裁事項の欄の(1)中「工業等」を「産業」に改める。

別表第2土木部の表土木総務課の項第1号部長専決事項の欄の(1)中「第19条の5」を「第19条の6各項」に、「勧告」を「勧告等」に改め、同表用地対策課の項第4号部長専決事項の欄の(1)中「定める場合又は変更について」を「定め、又は変更しようとする場合に、」に改め、同欄の(2)中「第8条第6項又は第7項」を「第8条第5項又は第6項」に、「の報告を受けたとき、又は変更について」を「又はその変更について報告を受けたときに、」に、「市町村に」を「当該市町村に」に改め、同表下水道推進課の項に次の2号を加える。

2 流域下水道事業の用	(1) 1件70,000,000円以上の資	(1) 1件70,000,000円未満の資産
に供する資産の取得、	産(工事の執行に係るものを	(土地の取得(これに伴う損失補
処分等に関する事務	除く。)の取得を決定するこ	償等を含む。) 及び工事の執行に
	と。	係るものを除く。)の取得を決定
		すること。
3 流域下水道事業の予	(1) 出納取扱金融機関等を指定	(1) 一般会計からの長期借入れ並び
算に関する事務	すること。	に一時借入金の決定及び償還をす
		ること。

別表第4中第22号を第24号とし、第7号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、同表第6号中「再任用短時間勤務職員」 の次に「及び会計年度任用職員」を加え、同号を同表第8号とし、同表中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第 3号の次に次の2号を加える。

- (4) 所属の会計年度任用職員の任用及び報酬の支給に関すること(非常勤職員システムにより行うものを除く。)。
- (5) 所属の特別職職員の任用及び報酬の支給に関すること(非常勤職員システムにより行うものを除く。)。

別表第5支庁及び県民センターの項第4号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第8条第3項」を「第14条第3項」に改め、同欄の(2)中「第9条第2項」を「第15条第2項」に改め、同欄の(3)中「第9条第3項」を「第15条第3項」に改め、同欄の(4)中「第58条第1項」を「第76条第2項」に改め、同欄の(5)中「第58条第5項」を「第76条第8項」に改め、同欄の(6)中「第59条第1項」を「第77条第2項」に改め、同表保健所の項第5号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同項第10号地方機関の長専決事項の欄の(2)中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同欄の(3)中「第17条第1項又は第2項」を「第18条第1項」に改め、同項第11号事務の種類の欄中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄の(4)中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄の(4)中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄の(4)を同欄の(6)とし、同欄の(3)中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄の(3)を同欄の(5)とし、同欄の(2)中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄の(3)を同欄の(4)とし、同欄の(1)の次に次のように加える。

(2) 法第30条の14第2項の規定により、医薬品である覚醒剤原料の廃棄の届出を受理すること。

- (3) 法第30条の14第3項の規定により、医薬品である覚醒剤原料の譲受の届出を受理すること。
- 別表第5保健所の項第12号地方機関の長専決事項の欄中(10)を(13)とし、(9)の次に次のように加える。
- 100 法第47条から第49条までの規定により、麻薬小売業者等からの所有等をした麻薬の品名等の届出を受理すること。
- (11) 法第50条の27の規定により、特定麻薬等原料卸小売業者の業務の届出又はその変更の届出を受理すること。
- (12) 法第50条の28第1項又は第2項の規定により、特定麻薬等原料卸小売業者の業務の廃止等の届出を受理すること。

別表第5保健所の項第17号事務の種類の欄中「(平成13年法律第64号)」を削り、同表支庁及び農林振興センターの項第19号事務の種類の欄中「県民再生の森事業」を「生活環境を守る森づくり事業」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「県民再生の森協定書」を「協定書」に改め、同項第20号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「新農林水産振興がんばる地域応援総合事業のうち地域提案戦略支援、再生の森事業」を「生活環境を守る森づくり事業」に改め、同表支庁及び水産事務所の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同表支庁及び県土整備事務所の項第12号地方機関の長専決事項の欄に次の1号を加える。

(2) 法第8条第2項の規定(同項の規定を準用する場合を含む。)により、専門技術者に土地改良事業計画に関する調査報告を求めること。

別表第5支庁及び県土整備事務所の項第14号地方機関の長専決事項の欄の(10)中「第87条の2第1項」を「第87条の4」に改め、同表出雲空港管理所の項の次に次のように加える。

宍道湖流域下水道事務	1	市町村の分担金等に関する事務	(1)	法令等の規定に基づく建設事業に要する経
所			星	骨の市町村分担金又は負担金の額を決定し、
			ì	通知すること。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2農林水産部の表しまねブランド推進課の項を削る改正規定、同表水産課の項及び別表第5支庁及び水産事務所の項の改正規定 令和2年6月21日
- (2) 別表第2土木部の表土木総務課の項第1号の改正規定 令和2年10月1日

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第46号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則(平成18年島根県規則第17号)の一部を次のように改正する。

「第4章 地方機関

「第4章 地方機関 目次中

を 第1節 通則 (第17条―第20条)

に、

第1節 通則(第17条—第20条)

第2節 政策企画局の主管に属する機関(第20条の2)」

「第2節」を「第3節」に、「第3節」を「第4節」に、「第4節」を「第5節」に、「第5節」を「第6節」に、「第6節」を「第7節」に、「第7節」を「第8節」に、「第8節」を「第9節」に、「第9節」を「第10節」に、「第10節」を「第11節」に改める。

「総務部 第10条中 を「総務部」に改める。 広報部」

第12条第1項の表政策企画局の項中「政策企画監室」の次に「、女性活躍推進課」を、「秘書課」の次に「、広聴広報課」を加え、同表広報部の項を削り、同表地域振興部の項中「しまね暮らし推進課」の次に「、中山間地域・離島振興課」を加え、同表農林水産部の項中「農産園芸課、畜産課」を「産地支援課、農畜産課」に改め、同条第5項の表総務課

の項の前に次のように加える。

広聴広報課 県民対話室

第12条第5項の表環境生活総務課の項中「、男女共同参画室」を削り、同表文化国際課の項の次に次のように加える。

スポーツ振興課 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室

第12条第5項の表環境政策課の項の次に次のように加える。

地域福祉課 石見指導監査室

第12条第5項の表高齢者福祉課の項の次に次のように加える。

農林水産総務課農山漁村振興室、鳥獣対策室、団体検査室

第12条第5項の表農産園芸課の項及び畜産課の項を次のように改める。

産地支援課	販路開拓室
農畜産課	畜産室、家畜病性鑑定室

第12条第5項の表森林整備課の項を削り、同表観光振興課の項中「しまねの魅力発信室」を「国際観光推進室」に改め、同表しまねブランド推進課の項中「貿易促進支援室」を「海外展開支援室」に改め、同表都市計画課の項を削り、同条第7項中「畜産課家畜病性鑑定室」を「農畜産課家畜病性鑑定室」に改める。

第13条第2項の表広報部の項を削る。

第14条第1項の表政策企画局の部政策企画監室の項の次に次のように加える。

女性活躍推進課

- (1) 女性の活躍に係る施策の推進及び総合調整に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に係る施策の推進及び総合調整に関すること。
- (3) 男女共同参画センターに関すること。
- (4) 公益財団法人しまね女性センターの業務運営の指導に関すること。

第14条第1項の表政策企画局の部秘書課の項の次に次のように加える。

広聴広報課

- (1) 広報に関すること。
- (2) 報道に関すること。
- (3) 広聴に関すること(県民対話室)。

第14条第1項の表総務部の部総務事務センターの項第5号を次のように改める。

(5) 会計年度任用職員の報酬の支給に関すること(非常勤職員システムにより支給するものに限る。)。

第14条第1項の表総務部の部総務事務センターの項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 特別職職員の報酬の支給に関すること(非常勤職員システムにより支給するものに限る。)。

第14条第1項の表広報部の部を削り、同表地域振興部の部しまね暮らし推進課の項中第3号を削り、第4号を第3号と し、第5号及び第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号から第10号までを3号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように 加える。

中山間地域·離島振興課

- (1) 離島、半島地域、過疎地域、辺地及び山村の振興に関すること。
- (2) 中山間地域対策の総合調整及び推進に関すること。
- (3) 中山間地域の研究に関すること。

第14条第1項の表環境生活部の部環境生活総務課の項中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号から第11号までを3号ずつ繰り上げ、同部スポーツ振興課の項に次の1号を加える。

(8) 第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の準備に関すること(国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室)。

第14条第1項の表環境生活部の部自然環境課の項第11号を削り、同部環境政策課の項中第14号を第15号とし、第13号を 第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 温泉に関すること。

第14条第1項の表健康福祉部の部健康福祉総務課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を 第4号とし、第7号を第5号とし、同部医療政策課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の 1号を加える。

(7) 社会福祉法人恩賜財団済生会支部島根県済生会に関すること。

第14条第1項の表健康福祉部の部健康推進課の項中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根の業務運営の指導に関すること。

第14条第1項の表農林水産部の部農林水産総務課の項中第5号を第13号とし、第4号を第12号とし、第3号を第11号と し、同号の前に次の3号を加える。

- (8) 農業協同組合等の指導に関すること(団体検査室)。
- (9) 農業者年金に関すること(団体検査室)。
- (10) 農業共済団体及び農業保険に関すること(団体検査室)。

第14条第1項の表農林水産部の部農林水産総務課の項第2号中「(団体検査室)」を削り、同号を同項第7号とし、同項第1号の次に次の5号を加える。

- (2) 農山漁村の担い手不在集落対策に関すること(農山漁村振興室)。
- (3) 日本型直払制度(中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業)に関すること(農山漁村振興室)。
- (4) 野生鳥獣の保護管理に関すること(鳥獣対策室)。
- (5) 狩猟に関すること(鳥獣対策室)。
- (6) 野生鳥獣による農林作物等への被害防止対策に関すること (他課の所掌に属するものを除く。) (鳥獣対策室)。

第14条第1項の表農林水産部の部農業経営課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 地域けん引経営体の誘致・育成に関すること。

第14条第1項の表農林水産部の部農業経営課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、第15号から第17号までを削り、第18号を第13号とし、第19号を第14号とし、同部農産園芸課の項及び畜産課の項を次のように改める。

産地支援課

- (1) 農産物(農畜産課の所掌に属するものを除く。) の生産計画、奨励及び流通に関すること。
- (2) 有機農業の推進に関すること。
- (3) 家畜排せつ物等の利活用に関すること。
- (4) 安全で美味しい島根の県産品認証制度の推進に関すること。
- (5) 青果物及び花きの卸売市場に関すること。
- (6) 産地育成に関すること。
- (7) 農産物の販路拡大に関すること(販路開拓室)。
- (8) 地産地消の推進に関すること(販路開拓室)。
- (9) 農業競争力強化対策に関すること。
- (10) 花振興センターに関すること。

農畜産課

- (1) 主要農作物等の生産計画、奨励及び流通に関すること。
- (2) 経営所得安定対策の推進及び米の需給調整に関すること。

- (3) 農作物の種苗に関すること。
- (4) 農作物の病害虫の防除及び農薬に関すること。
- (5) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。
- (6) 環境にやさしい農業の推進及び土壌改良に関すること。
- (7) 農業気象に関すること。
- (8) 農産物の安全性の確保に関すること。
- (9) 農業機械に関すること。
- (10) 畜産特別対策資金に関すること。
- (11) 家畜市場及び家畜商に関すること。
- (12) 株式会社島根県食肉公社に関すること。
- (13) 畜産技術センターに関すること。
- (14) 肥料の品質確保及び適正な使用に関すること。
- (15) 病害虫防除所に関すること。
- (16) 農産物検査に関すること。
- (17) 畜産物の生産計画、奨励及び流通に関すること(畜産室)。
- (18) 家畜の改良増殖に関すること(畜産室)。
- (19) 家畜の飼料対策に関すること(畜産室)。
- (20) 家畜排せつ物の管理に関すること(畜産室)。
- (21) 家畜保健衛生所に関すること(畜産室)。
- (22) 家畜の伝染病予防及び衛生に関すること(畜産室)。
- (23) 動物薬事に関すること(畜産室)。
- (24) 獣医師、家畜人工授精師等に関すること(畜産室)。
- ② 畜産物の安全性の確保に関すること(畜産室)。
- (26) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関すること(畜産室)。
- ② 家畜疾病の病性鑑定及び試験研究に関すること (家畜病性鑑定室)。
- 図 畜産公害の検査に関すること(家畜病性鑑定室)。
- ② 死亡牛の牛海綿状脳症検査に関すること(家畜病性鑑定室)。

第14条第1項の表農林水産部の部林業課の項中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第27号までを1号ずつ繰り上げ、第28号を第27号とし、同号の次に次の1号を加える。

(28) 島根県企業立地促進条例(平成4年島根県条例第23号)の規定に基づく立地計画の認定及び助成金の交付に関すること(企業立地課の所掌に属するものを除く。)(木材振興室)。

第14条第1項の表農林水産部の部森林整備課の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、第18号から第20号までを削り、同部水産課の項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第25号までを1号ずつ繰り上げ、同表商工労働部の部観光振興課の項第2号中「観光地しまねの魅力」を「観光情報」に改め、「(しまねの魅力発信室)」を削り、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「の育成指導」を「との連絡・調整」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「整備」を「管理」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 外国人観光客誘致の推進に関すること(国際観光推進室)。

第14条第1項の表商工労働部の部産業振興課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同部企業立地課の項第2号中「(平成4年島根県条例第23号)」を削り、「こと」の次に「(林業課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項第5号中「工業」を「産業」に改め、同部中小企業課の項第1号を次のように改める。

(1) 中小企業の金融支援に関すること。

第14条第1項の表商工労働部の部中小企業課の項中第2号から第12号までを削り、第13号を第2号とし、同項第14号中 「商業」の次に「及びサービス業」を加え、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 起業及び創業に関すること。

第14条第1項の表商工労働部の部中小企業課の項中第15号から第20号までを削り、同項第21号中「強化に」を「強化等に」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第22号を第6号とし、第23号を第7号とし、同部雇用政策課の項第15号中「女性、高齢者等」を「多様な人材」に改め、同表土木部の部土木総務課の項第1号中「宍道湖流域下水道管理事務所」を「宍道湖流域下水道事務所」に改め、同部都市計画課の項第13号及び第14号中「(景観政策室)」を削り、同部下水道推進課の項第2号中「下水道に関する」を「公共土木施設(下水道推進課の所掌に係るものに限る。)の」に改め、「災害復旧工事」の次に「及びこれに関連する工事」を加え、同項中第8号を第14号とし、第3号から第7号までを6号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の6号を加える。

- (3) 職員の給与支給に関すること(流域下水道事業支弁者に限る。)。
- (4) 企業債に関すること(流域下水道事業に限る。)。
- (5) 流域下水道事業の経営に関すること。
- (6) 決算に関すること(流域下水道事業に限る。)。
- (7) 資産の取得、管理及び処分に関すること(流域下水道事業に限る。)。
- (8) 出納その他会計事務に関すること(流域下水道事業に限る。)。

第14条第2項の表農林水産部・商工労働部の部しまねブランド推進課の項中第2号を削り、同項第3号中「6次産業・」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を削り、第5号を第3号とし、同項第6号中「にほんばし島根館」を「日比谷しまね館」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、同項第9号中「貿易促進支援室」を「海外展開支援室」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 海外ビジネス展開に関すること(海外展開支援室)。

第14条第2項の表農林水産部・商工労働部の部しまねブランド推進課の項中第10号を第9号とする。

第16条第1項の表部の項中「次長(広報部を除く。)」を「次長」に改め、同表室の項を削る。

第16条第2項の表以外の部分中「、室」を削り、同項の表室、センター又は管理所の項を次のように改める。

センター又は管理所	センター長又は管理所長	上司の命を受け、センター又は管理所の事務を掌理し、
		所属職員を指揮監督する。

第17条の表総務部の主管に属する機関の部の前に次のように加える。

政策企画局の主管に属する機関

男女共同参画センター

「消費者センター

第17条の表環境生活部の主管に属する機関の部中 を「消費者センター」に改め、同表土木部 男女共同参画センター」

の主管に属する機関の部中「宍道湖流域下水道管理事務所」を「宍道湖流域下水道事務所」に改める。

第70条に次の1項を加える。

3 博物館法(昭和26年法律第285号)第4条第1項及び第3項の規定により置くこととされる島根県立石見美術館の館長及び学芸員は、芸術文化センターのセンター長及び学芸員をもって充てる。

第4章第10節を同章第11節とする。

第64条第2項の表出雲県土整備事務所の部農林工務部の項中「、水利課」を削り、同表県央県土整備事務所の部維持管理部の項中「維持課」を「維持第一課、維持第二課」に改め、同表浜田県土整備事務所の部農林工務部の項中「農道整備課、防災課」を「農道・防災課」に改め、同条第4項の表県央県土整備事務所大田事業所の項中「農村整備課」の次に「、農道・防災課」を加え、同条第7項の表業務部の項第2号中「雲南県土整備事務所及び」を削り、同表維持管理部の項第10号中「下水道及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「(下水道にあっては、終末処理場の維持管理に関す

るものを除く。)」を削り、同表農林工務部の項第4号中「雲南県土整備事務所」の次に「及び県央県土整備事務所」を 加え、同表土木工務部の項中「、第8号及び第10号」を「及び第8号」に、「第4号及び第10号」を「第4号」に、「第 11号 | を「第10号 | に改め、「、益田県土整備事務所にあっては第10号に規定する事務を | を削り、同項中第10号を削 り、第11号を第10号とし、同項第12号中「第10号」を「第9号」に改め、同号を同項第11号とし、同表事業所の項第9号 中「土木部の所掌に属するものに限る。」を削り、同項第13号中「下水道及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、 「(下水道にあっては、終末処理場の維持管理に関するものを除く。)」を削る。

第65条第3項の表以外の部分中「又はスタッフ」を削り、同項の表を次のように改める。

溶	課	
業務部	業務課	
工務部	波積ダム建設課、矢原川ダム建設課、ダム施設課、ダム道路課	

第66条第3項中「、企画調整スタッフ及び技術管理スタッフ」を「及び調整スタッフ」に改める。

第67条を次のように改める。

(宍道湖流域下水道事務所)

- 第67条 島根県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年島根県条例第30号)第1条の規定により設置された流域 下水道事業を行わせるため、宍道湖流域下水道事務所を設置する。
- 2 宍道湖流域下水道事務所は、松江市に置く。
- 3 宍道湖流域下水道事務所に、業務課、施設第一課及び施設第二課を置く。
- 4 宍道湖流域下水道事務所の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 流域下水道の管理及び工事の執行に関すること。
 - (2) 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
 - (3) 公共土木施設災害復旧工事及びこれらに関連する工事の執行に関すること(流域下水道事業に限る。)。
 - (4) 流域下水道に係る公共土木施設の台帳の調整に関すること。
 - (5) 流域下水道事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること。
 - (6) 流域下水道事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。

第68条第2項中「、管理課、企画調整スタッフ及び技術管理スタッフ」を「及び管理課」に改める。

第4章中第9節を第10節とし、第8節を第9節とする。

第46条第5項の表以外の部分中「課」の次に「又はスタッフ」を加え、同項の表中

Γ		
	課	<u>&</u>
		1
Γ		
	課又はスタッフ	に改め、同表東部農林振興センター出雲事
	-	

務所の部農業普及部の項中「出雲地域振興第三課」の次に「、基盤整備連携スタッフ」を加え、同条第9項の表林業部の 部中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号を第22号とし、同表事務所の部林業部の項中第15号を削り、第16号を第 15号とし、第17号を第16号とし、第18号を第17号とする。

第48条第2項の表中

	教育部	教育スタッフ
を		
Γ		

農業教育部	教育スタッフ
林業教育部	教育スタッフ

に改める。

第48条第3項の表教育部の項中「教育部」を「農業教育部・林業教育部」に改める。

第54条第2項中「及び漁港課」を「、漁港課及び技術スタッフ」に改める。

第4章第7節を同章第8節とする。

第36条第3項の表を次のように改める。

保健所	部	課、スタッフ又は担当
松江保健所	総務保健部	地域包括ケア推進スタッフ、総務課、心の健康支援課、健康増進課、
		医事・難病支援課
	環境衛生部	衛生指導課、動物愛護推進課、環境保全課
雲南保健所	総務保健部	地域包括ケア推進スタッフ、総務企画スタッフ、健康増進課、医事・
県央保健所		難病支援課
益田保健所	環境衛生部	衛生指導課、環境保全課
出雲保健所	総務保健部	地域包括ケア推進スタッフ、総務課、心の健康支援課、健康増進課、
		医事・難病支援課
	環境衛生部	衛生指導課、動物管理課、環境保全課
浜田保健所	総務保健部	地域包括ケア推進スタッフ、総務担当、健康増進課、医事・難病支援
		課
	環境衛生部	衛生指導課、環境保全課、検査課
隠岐保健所	総務保健部	総務医事課、地域健康推進課、島前保健環境課、島前地域危機管理ス
		タッフ
	環境衛生部	環境衛生課、島前保健環境課、島前地域危機管理スタッフ

第37条第3項の表中「企画調整・」を削る。

第40条第2項の表中央児童相談所の項中「総務企画・女性連携スタッフ」の次に「、初期対応支援スタッフ」を加える。

第4章第6節を同章第7節とする。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第32条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 芸術文化センターは、島根県立石見美術館及び島根県立いわみ芸術劇場をもって構成する。

第4章第5節を同章第6節とする。

第26条第2項の表企画情報部の項中「、中山間地域支援スタッフ」を削る。

第4章中第4節を第5節とし、第3節を第4節とする。

第21条第2項の表県土整備局の部農林工務部の項中「、農道整備課」を削り、同条第8項の表農林局の部林業部の項中 第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号を第22号とし、同表県土整備局の部維持管理部の項第9号及び島前事業部の 項第13号中「下水道及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「(下水道にあっては、終末処理場の維持管理に関す るものを除く。)」を削る。

第22条第2項の表東部県民センターの部総務管理部の項中「、施設管理課」を削り、同部納税部の項中「特別滞納整理 スタッフ」を「徴収支援スタッフ」に、「納税課」を「納税第一課、納税第二課」に改め、同表西部県民センターの部総 務企画部の項中「総務企画部」を「総務管理部」に改め、「、施設管理課、地域振興課」を削り、同部納税部の項中「特 別滯納整理スタッフ」を「徴収支援スタッフ」に改め、同項の次に次のように加える。

石見地域振興部 石央地域振興課

第22条第4項の表を次のように改める。

事務所	課又はスタッフ
東部県民センター雲南事務所	総務課、納税課、建築課
東部県民センター出雲事務所	総務課、納税課、不動産・自動車課税課、建築課
西部県民センター県央事務所	総務課、納税課、石東地域振興課、建築課、川本駐在スタッフ
西部県民センター益田事務所	総務課、納税課、石西地域振興課、建築課

第22条第6項の表総務管理部及び総務企画部の項中「及び総務企画部」を削り、同項第7号及び第8号を削り、同項第9号中「こと」の次に「(他部の所掌に属するものを除く。次号において同じ。)」を加え、同号を同項第7号とし、同項中第15号を第13号とし、第10号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、同表税務部の項の次に次のように加える。

石見地域振興部

- (1) 県勢広域振興施策その他地域振興に関すること。
- (2) 市町の振興施策の支援に関すること。
- (3) 市町等との連絡調整に関すること(前2号に係るものに限る。次号において同じ。)。
- (4) 地方機関の連絡調整に関すること。

第22条第6項の表事務所の項中第22号を第25号とし、第14号から第21号までを3号ずつ繰り下げ、第13号を第16号と し、同号の前に次の2号を加える。

- (4) 県勢広域振興施策その他地域振興に関すること(西部県民センターに限る。)。
- (15) 市町の振興施策の支援に関すること(西部県民センターに限る。)。

第22条第6項の表事務所の項中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 徴収委託を受けた他の地方団体の税の徴収に関すること。

第23条第1項中「誘致」の次に「、県産品の振興」を加え、同条第3項の表産業振興部の項中「産業振興スタッフ」の次に「、日比谷しまね館スタッフ」を加える。

第4章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 政策企画局の主管に属する機関

(男女共同参画センター)

- 第20条の2 島根県立男女共同参画センター条例(平成11年島根県条例第13号)第2条の規定により設置された男女共同 参画センターは、大田市に置く。
- 2 男女共同参画センターの業務は、次のとおりとする。
 - (1) 男女共同参画社会の形成に関する相談、情報の収集及び提供並びに調査研究を行うこと。
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関する研修会、催物等を開催すること。
 - (3) 調査研究、研修、催物等のためにセンターの施設及び設備を使用させること。

第71条第1項の表法律によるものの部島根県交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

島根県立美術館協議会	博物館法第20条第2項の規定に基づき、島	文化国際課
	根県立美術館の運営に関し館長の諮問に応	
	ずるとともに、館長に対して意見を述べる	
	こと。	

第71条第1項の表法律によるものの部島根県森林審議会の項中「農林水産総務課」を「林業課」に改め、同部島根県職業能力開発審議会の項中「島根県職業能力開発審議会」を「島根県雇用対策審議会」に改め、「第91条第1項」の次に「及び法第138条の4第3項」を加え、「職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項」を「職業能力の開

発及び産業人材の確保に関する事項」に改め、同表条例によるものの部島根県総合開発審議会の項の前に次のように加え る。

島根県男女共同参画協議会	男女共同参画の推進に関する重要事項の調	女性活躍推進課
	査審議に関する事務	

第71条第1項の表条例によるものの部中

島根県消費生活審議会	消費者の利益の擁護及び増進に関する重要	環境生活総務課
	事項の調査審議に関する事務	
島根県男女共同参画協議会	男女共同参画の推進に関する重要事項の調	
	査審議に関する事務	

を

島根県消費生活審議会 消費者の利益の擁護及び増進に関する重要 環境生活総務課 事項の調査審議に関する事務

に、

島根県農政審議会 農業施策に関する重要事項の調査審議に関農林水産総務課 する事務 島根県水産振興審議会 水産振興に関する重要事項の調査審議に関 する事務

を

島根県農政審議会	農業施策に関する重要事項の調査審議に関	農業経営課
	する事務	
島根県水産振興審議会	水産振興に関する重要事項の調査審議に関	水産課
	する事務	_

に改め、同部島根県蜜蜂転飼調整審議会の項中「畜産課」を「農畜産課」に改め、同部島根県卸売市場審議会の項を削 る。

附則第3項中「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、附則中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6 項から第34項までを1項ずつ繰り上げる。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第71条第1項の表条例によるものの部島根県卸売市場審議会の 項を削る改正規定は、令和2年6月21日から施行する。

島根県訓令第6号

 本
 方
 機
 房

 地
 方
 機
 房

 県
 議
 会
 事
 務
 局

 人
 事
 委
 員
 会
 事
 務
 局

 監
 查
 量
 会
 事
 務
 局

 島根海区漁業調整委員会事務局

 隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程(昭和46年島根県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

別表の1の表13の項中「畜産課家畜病性鑑定室」を「農畜産課家畜病性鑑定室」に改め、同表18の項中「農業科肉用牛 専攻の」を「肉用牛に係る教務に従事する」に改め、同表27の項中「宍道湖流域下水道管理事務所」を「宍道湖流域下水 道事務所」に改める。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

島根県訓令第7号

本 庁

地方機関

島根県職員服務規程(昭和46年島根県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 服務(第5条—第27条)

第3章 職員証及び職員記章 (第28条・第29条)

第4章 当直(第30条-第38条)

第5章 警備及び非常招集(第39条-第49条)

第6章 補則(第50条・第51条)

附則

第2条第4号中「(臨時的任用職員を除く。)」を削る。

第11条第2項中「通じて」を「通じ」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 補則

(適用除外)

- 第50条 第4条、第9条の2第5項、第9条の3第5項、第10条、第12条第4項、第19条、第28条、第29条及び第49条の 規定は、会計年度任用職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条において同じ。)には適用 しない。
- 2 第4条、第19条、第28条及び第29条の規定は、臨時的任用職員(法第22条の3第1項その他の法令の規定により常時

勤務に服することを要する地方公務員の代替として臨時的に任用された職員をいう。)には適用しない。

第51条 会計年度任用職員に対するこの規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

1 .21% (640 640 1.35	(13) D M(C) D 1 10 0 0	
第9条第1項	職員の休日及び休暇に関する規	会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元
	則(昭和27年島根県人事委員会	年島根県人事委員会規則第6号。以下「会計年度勤務時間等
	規則第4号。以下本則において	規則」という。)第9条において準用する職員の休日及び休
	「休日休暇規則」という。)	暇に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第4号。以
		下「休日休暇規則」という。)
第9条第2項第1号	職員の休日及び休暇に関する条	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第12号
	例(昭和27年島根県条例第10	
	号。以下「休日休暇条例」とい	
	う。) 第6条	
	地方公務員災害補償法(昭和42	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は議会の議
	年法律第121号)	員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和
		42年島根県条例第35号)
第9条第2項第2号	休日休暇条例第7条	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第13号
第9条第2項第3号	休日休暇条例第10条	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第1号
第9条第2項第4号	休日休暇条例第10条	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第2号
第9条第2項第5号	休日休暇規則第3条の表第14号	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第5号
	Ø 2	
第9条第3項及び第	給与等事務システム	別に定める情報システム
4項		
第9条の2第1項	休日休暇規則第4条第3項	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第6号の規定によりそ
		の例によることとされる休日休暇規則第4条第3項
	休日休暇条例第12条第1項に規	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第6号の規定による休
	定する介護休暇	暇
第9条の2第2項	休日休暇規則第4条第5項	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第6号の規定によりそ
		の例によることとされる休日休暇規則第4条第5項
第9条の2第4項	給与等事務システム	別に定める情報システム
第9条の3第1項	休日休暇条例第12条の2第1項	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第7号の規定による休
	に規定する介護時間	暇
第9条の3第3項及	給与等事務システム	別に定める情報システム
び第4項		
第11条第1項	所属長を通じ総務部人事課(以	別に定める情報システムにより任用及び報酬支給の事務を行
	下「人事課」という。)	う者にあっては所属長を通じ総務部総務事務センター(以下
		「総務事務センター」という。)に、それ以外の者にあって
		は所属長
第11条第2項、第3	所属長を通じ人事課	別に定める情報システムにより任用及び報酬支給の事務を行
項及び第4項		う者にあっては所属長を通じ総務事務センターに、それ以外
		の者にあっては所属長
第12条第3項及び第	公上 英東改シュテル	別に定める情報システム

18条第2項		
第20条第3項	給与等事務システム	別に定める職員にあっては、別に定める情報システム
第21条	人事課	別に定める情報システムにより任用及び報酬支給の事務を行
		う者にあっては所属長を通じ総務事務センターに、それ以外
		の者にあっては所属長
第24条第2項	給与等事務システム	別に定める職員にあっては、別に定める情報システム
第24条第3項	給与等事務システム	別に定める情報システム
様式第2号の2	休日休暇条例第12条第1項に規	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第6号に規定する休暇
	定する介護休暇	
	休日休暇条例第12条の2第1項	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第7号に規定する休暇
	に規定する介護時間	
	休日休暇規則第3条の表第14号	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第5号
	Ø 2	

様式第3号の3を次のように改める。

様式第3号の3 (第15条の2関係)

	育児休業承認請求書																		
																年	月	日	
را	皇根!	具知事		様															
,	шлх	NAP #		141						=±-1>=	火 司C	Þ							
										請求		属							
											職	名							
											氏	名						Ø	
-	下記の	のとおり ⁻	育児休	×業の	承	認を	請求しま	きす。											
						氏		名											
1	請	求に	係	る	子	続	柄	等											
		•			•	生	年 月	日											
									.a.⇒π			5 声の 孝	日仁光。	n _71.≑π					
							育児休					再度の育							
						₩₮	事度の育.	児休	業、	非常勤助	職員の	1歳6か	月までの	つ子のす	育児休美	業又は非常	常勤職	員の2	
2	請	求	内		容	蒜	までの-	子の	育児	休業が	必要な	事情を記	入						
	門	4	rı		4														
										年	月	日から		年	 月	日まで			
_		15											//·		Л	ржс			
3	請	求	期		間	※拝	事度任用:	があ	った	.場合にこ	おける	再度任用?	後の請求	対期間					
										年	月	日から		年	月	日まで			
4	HIT.)	こ育児休息	出ナ、1	+- #F	188					年	月	目から		年	月	日まで			
4	疑心	二 月 灯1/1小3	表をし	ノに労	日]					年	月	日から		年	月	日まで			
							氏		名										
5	配	1	禺		者		見休業の				年	月	日から	`	年	 月	日まっ	(i	
	/±±				±z.	HJ	urrak (7)	v311b]				-)1	H W . 6	,	一	71	нь	`	
6	備				考														

- 注1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること(再度 の育児休業の請求の場合は不要)。
 - 2 「2 請求内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、職員の育児休業等に関する条例 (平成4年島根県条例第9号。以下「条例」という。)第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当してする育児 休業をいい、「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の2の3の規定に該当してする育児休 業をいう(5において同じ。)。
 - 3 子の出生前に請求する場合には、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 - 4 非常勤職員のうち、再度の任用があった場合に、現任期の末日を超えて育児休業をしようとする者は、 「3 請求期間」欄の上段に現任期における請求期間を記載し、同欄の下段に再度任用があった場合における再 度任用後の請求期間を記入すること。
 - 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(条例第2条の2の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
 - 6 「6 備考」欄には、①請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(職員の休日及び休暇に関する条例第10条第2号又は会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条第2項第2号に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しな

かった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)においては、その氏 名、請求者との続柄等及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③ 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る 子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。

7 該当する□にはレ印を記入すること。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。